

学位請求論文審査の要旨

報告番号 乙 第 号
氏 名 吉野 剛弘君
論文題目 近代日本における中等・高等教育制度の確立と「受験」の成立
審査担当者
主査 慶應義塾大学教職課程センター教授・社会学研究科委員
教育学修士 米山 光儀
副査 慶應義塾大学文学部教授・社会学研究科委員
教育学修士 松浦 良充
副査 大東文化大学文学部教授
博士（教育学） 荒井 明夫
学識認定 慶應義塾大学教職課程センター教授・社会学研究科委員
教育学修士 米山 光儀

I 本論文の構成

本論文は、現在まで続いている中等教育と高等教育の接続の問題を、その発生の原点となる近代日本における学校教育体系が制度的に成立していく過程にまで遡って多角的に検討したものである。具体的には、明治30年代から末年にかけての高等学校入試、受験準備教育機関、受験メディアなどの中学校と高等学校の接続に関わることを主な対象とし、それ以前の学校教育体系が未整備だった時期から何が変わったのか、あるいは変化しなかったのかを、送り出す側の中等教育機関と受け入れる側の高等教育機関双方の対応、さらに受験生の意識も視野に入れて、総合的に考察しようとしたものである。

本論文の構成は以下の通りである。

序章 課題と方法

- 第1節 問題の所在
- 第2節 研究課題
- 第3節 先行研究の検討
- 第4節 本論文の構成

第1部 学校制度の確立と入学試験：「選抜」としての入学試験への変化と選抜秩序の強化

第1章 高等学校の入試制度の変化

はじめに

- 第1節 前史：学校制度の整備と接続関係の模索―「資格」としての入学試験の様相―
 - 第2節 設置区域の廃止と全国規模の選抜体制
 - 第3節 総合選抜制の導入
 - 第4節 総合選抜制の実態
 - 第5節 山口高等学校の廃校
- 小括

第2章 入試試験講評にみる高等学校側の入学試験観の変化

はじめに

第1節 入学試験問題の水準に関する懸念

第2節 講評にあらわれる入学試験観

第3節 高等学校側の学校間格差に関する認識

小括

第2部 受験文化の成立：「選抜」への対応と適応

第3章 予備校の成立

はじめに

第1節 前史：学校間接続の間隙と予備校—「資格」としての入学試験への対応—

第2節 英語学校と受験準備教育

第3節 受験準備教育を専門とした予備校

第4節 私立大学と予備校

第5節 中学校が設置した予備校

第6節 予備校の評価

小括

第4章 受験メディアと受験生の志望行動

はじめに

第1節 受験メディアとしての『中学世界』の創刊

第2節 学校間格差と学校選択

第3節 上京遊学と学習方法

小括

第3部 中学校補習科における完成教育の模索：「選抜」への対抗と中学校の独自性の模索

第5章 補習科関係法令の変遷と実業教育の位置付け

はじめに

第1節 前史：中等教育制度の整備と1899（明治32）年の中学校令—「資格」を付与する機関への整備—

第2節 中学校令施行規則制定前の補習科

第3節 中学校令施行規則における補習科の位置づけ

第4節 徴兵猶予と補習科の在学期間

第5節 補習科における実業科目の導入

小括

第6章 千葉中学校の実業補習科

はじめに

第1節 千葉中学校の概況と受験補習科

第2節 実業補習科の開設

第3節 実業補習科の実態

第4節 実業補習科の廃止と受験準備一辺倒への懷疑

小括

結章 課題と展望

第1節 本研究の総括

第2節 今後の課題と展望

II 本論文の概要

序章では、先行研究の検討とともに、本論文の研究目的、分析の視座と方法について述べられる。中等教育と高等教育の接続関係の変化を考えたときに、明治30年代（1900年代）が一つの画期となることが示され、教育制度が確立途上にある明治前期の検討にとどまることの多かったこれまでの研究状況をふまえて、上述の画期以降にどのような変化が起きたのかが考察される必要があること、高等教育機関と中等教育機関、さらには入学試験の準備教育を専門とする機関も合わせて考察されるべきであることが述べられる。

第1章では、高等学校の入学試験制度の変化が検討されている。第1節では、中等教育機関も高等教育機関も未整備だった時代が扱われる。東京大学的前身校、東京大学予備門、高等中学校、初期の高等学校の入学試験が検討され、入学試験は入学した学校での学習に堪える学力を担保するという意味で「資格」として機能していたことが述べられる。第2節では、学校制度の整備にともない、高等教育機関の収容定員を上回る中等教育機関修了者が安定的に供給されるようになる中で、高等学校の入学試験が「選抜」としての入学試験に変容していく様相が述べられる。第3節では、「選抜」としての入学試験の成立を示す大きな改革としての総合選抜制の導入の経緯が、学校間格差の発見という観点から検討されている。第4節では、1902（明治35）年から導入された総合選抜制が、入学試験における学校間格差という問題を顕出させることになり、そのために総合選抜制は高等学校側から廃止が建議されることになったことが述べられる。また、各種統計資料や校友会雑誌を素材に、入試制度改革が高等学校教育に与えた影響について、地方の高等学校の実態を中心に分析される。第5節では、「選抜」としての入学試験の成立が与えた影響について、山口高等学校を事例として論じられる。山口高等学校のような特定の地域の青年たちに利するような学校はその存続が不可能となった様相が述べられる。これらを総合して、「資格」としての入学試験は、学校制度の整備により、「選抜」としての入学試験へと変容するが、それによって学校間格差が問題として顕現し、それを理由とした入学試験制度改革がなされたとまとめられる。

第2章は、高等学校の入試問題講評が検討されている。第1節では、文部省や中学校側の入試問題の水準に関する懸念について概略される。第2節では、高等学校の入学試験観が扱われ、高等学校側にとって選抜試験は必然であること、それゆえに高等学校入試ではその水準に見合ったレベルの問題を出題することが第一義であり、中学校への配慮はないことが述べられる。第3節では、高等学校側の学校間格差の認識が扱われる。事実として学校間格差は存在したが、高等学校への入学水準が第一に考えられたことから高等学校側の意識として、学校間格差は「背後に迫いやられる」ことになったと述べられる。これらを総合して、高等学校側の認識レベルでは、以前からの「資格」としての入学試験という意識を引きずり、「選抜」できる状況になって、さらに高い「資格」が求められたと結論付けている。

第3章では、受験準備教育機関（予備校）が検討されている。第1節では、中等・高等

教育機関が整備される過程にあつては、予備校は中等教育機関と高等教育機関との学力的な懸隔を埋める機関として機能していたことが述べられる。第2節から第5節は、中学校卒業者の増加と学校制度の整備によって、予備校が直近の入学試験に対応する学力を身に付ける1年制の機関へと変化した様相が、設置主体別に検討される。第2節では、英語学習の必要性という受験生のニーズに基づき、英語学校が受験準備教育を提供していく様相が、第3節では、普通教育に準じる内容を提供していた各種教育機関が、受験対策の教育内容を提供していくようになる様相が、第4節では、「大学」呼称を得たいと考える一部の私立大学（制度上は専門学校）が、大学呼称の条件としての予科を維持するために予備校を設置した様相が、第5節では、中学校が単独に設置した予備校と、9月始業の上級学校への入学までの橋渡しや徴兵猶予を考慮して中学校補習科が受験準備教育を提供していくようになる様相が述べられる。第6節では、受験雑誌や進学案内書における予備校の評価が扱われ、当時の認識としては予備校は必要悪という消極的な認識しか持たれていなかったことが述べられる。これらを総合して、この時期の予備校は過渡的な性格を持っていたが、新たな「選抜」への対応がきわめて迅速であったこと、そのために入学試験制度の問題点が明らかにされなかったことが指摘される。

第4章では、受験メディアが検討されている。第1節では、この章で中心的な史料となる『中学世界』の書誌的概要に触れた上で、特集号を組むようになった明治40年代から受験雑誌としての性質を帯びはじめたことが述べられる。第2節では、受験生の学校間格差の認識と学校選択が扱われ、官私格差の様相、官立学校の中でも高等学校を頂点にみる志向、高等学校の中でも入試関係統計が示すような学校間格差を内面化していたことが述べられる。第3節では、受験生の学習のあり方について扱われ、第3章第6節の予備校の評価とは異なり、受験生の目から見たときには、予備校は積極的に求められ、それに関わる情報も多く流通していたことが述べられる。これらを総合して、受験メディアを通して、受験生は「選抜」の秩序を内面化していくことになったと結論付けている。

第5章では、中学校補習科の法制が検討されている。第1節では、明治前期の高等教育機関への接続機能を持っているとはいえなかった状況だった中学校が、明治20年代から30年代前半にかけて高等教育機関への接続機能を十分果たしうるものへと整備され、1899（明治32）年の中学校令で準備教育路線が確定していく過程が扱われる。その整備の過程で、井上文政期の実科中学校をめぐる議論での中学校卒業生の進学志向の強さへの批判や、中学校令施行規則をめぐる菊池大麓と澤柳政太郎との論争にみられるように、中学校は準備教育なのか、完成教育なのかが論点になっていった様相が述べられる。第2節では、1899（明治32）年の中学校令から1901（明治34）年の中学校令施行規則までの間の中学校補習科の状況が述べられる。第3節では、補習科の詳細を規定した中学校令施行規則の変遷が概説され、徴兵猶予と実業科目の加設という2つの論点を抽出している。第4節では、受験浪人をする者たちの徴兵猶予の隠れ蓑として補習科が利用されている実態と、それへの対策として在学期間に対して厳しい条件を課すようになったことが述べられる。第5節では、補習科が完成教育を施す場所として注目され、実業科目の加設を可能にする法令改正が進められていったことが述べられる。これらを総合して、中学校補習科は、受験準備教育への批判もあり、法令上は必ずしも受験準備教育一辺倒の機関ではなくなっていたとまとめられる。

第6章では、第5章第5節で示した補習科への法令上の位置付けの変化に忠実に対応した事例として、千葉中学校の実業補習科の実態が検討されている。第1節では、検討対象となる千葉中学校の状況が、進学実績や受験準備のための補習科の実態とともに述べられる。第2節では、政府や県の意向を受けて実業補習科の設置を進めていく過程が、生徒が集まるかということへの不安からさまざまな優遇措置を用意しながら進められたことが述べられる。第3節では、実業補習科の実態として、教育課程や教員組織などが検討され、当初4月始業のものとして設置する予定だったものが9月始業に定着していく過程が述べられる。第4節では、実業補習科の廃止の過程とともに、準備教育一辺倒の中学校という姿を前面に出すことへの躊躇が見られはじめたことが述べられる。これらを総合して、法令が示す補習科のあるべき姿は、「受験」という現実の前に屈してしまったこと、その一方でこの一連の動きは中等教育の理想は理想として語る一方で、受験という切迫した現実には対処するという屈折した状況の端緒でもあると結論付けられる。

結章では、研究の総括と今後の展望が述べられる。学校制度が整備されていなかった明治前期にあっては、入学試験は学校制度を整備するための梃子としての役割を果たしており、高等教育機関で学ぶにふさわしい能力を担保するために学力向上を目指すという点で、諸機関は同じ方向を向いていた。ところが、学校制度の整備とともに、入学試験という装置は引き継ぎながらも、その性格が変わることで、交錯する諸機関の思惑をいかに調整していくかが問題となっていったと結論付けている。その上で、本論文の成果をふまえて、後の時代の状況の考察、実現こそしなかったものの存在していた「受験」の成立を阻む動きも重ね合わせての考察の必要性が、今後の課題として述べられている。

III 本論文の評価

本論文は、課題設定と研究対象の独創性だけでなく、使用している資史料においても高く評価しうるものである。以下、評価できる点を具体的に指摘する。

第1は、今日の政策課題に対する意義である。大学の入学者選抜制度・方法の改革をはじめとする「高大接続」の問題は、現在、最も強い関心を集めている政策課題のひとつである。それは単なる「入試」改革にとどまるものではない。昨今の社会変動、いわゆる「グローバル化」や「知識基盤社会」の到来にともなう知識観・「学力」観の変容のなかで、教育内容編成や教育制度の再構成が検討の視野に含まれている。そうした状況のもと本論文は、日本の近代的教育制度の成立期にさかのぼり、中等教育・高等教育制度の整備・確立過程のなかで、「入学試験」や「学校間接続」の実態を史実証的に描くとともに、その歴史的意味を解明しようと試みている。今日の「接続」「制度改革」の検討にも貴重な視点を提供するものである。

第2は、本論文が日本教育史研究における新しい研究分野に切り込んだことである。入学試験などの問題については、社会的な関心が高いことはもちろんのこと、教育学研究においても、強い研究的関心を集めてきた。しかし、本論文の中の先行研究批判にあるように、従来の日本教育史研究ではそれに言及されることは多々あるものの、研究対象としてとりあげられてこなかった。一方、教育制度の選抜機能に焦点化した教育社会学あるいは歴史社会学の研究成果はあるものの、入学試験そのものの実態やその制度上の意味について十分な研究実績があるとは言い難い。これまでの日本教育史研究は、中等教育史と高等

教育史に分断され、ともに個別に学校を対象とする、あるいは一連の問題群別に課題設定する「縦割り型」ともいうべき課題設定であったために、中等一高等横断型の問題に対して、極めて不十分であったといつてよい。本論文は、従来にない「中等一高等」教育機関を横断する問題が課題としてとりあげられており、その点で高く評価できる。

第3は、本論文の総合性である。中等一高等教育の接続や入試に焦点をあてる本研究は、高等学校の側の入学試験に関する考え方、予備校などの受験準備機関や受験メディア、受験生の志望行動、中等教育機関の「選抜」をめぐる動向など、研究課題を多角的に捉えようとする着眼点と、それらの実態を分析する方法が構造的に構成され、全体として包括的な視点が担保されている。個々の領域や問題については、それぞれすでに当該研究分野においてある程度の研究蓄積があるものの、それらを総合的に構成しようとしたところに本研究の独自性を見出すことができる。特に、中学校側が予備教育ではない、完成教育をめざして設置した実業補習科にまで目配りがされていることは、本論文の総合的な性格をよくあらわしている。

第4は、使用されている資史料の水準の高さである。東京大学史料室所蔵史料・熊本大学五高関係史料・千葉県立千葉高等学校所蔵史料・宮崎県庁文書、等々の第一次史料をはじめ、分析・考察に必要な第一次史料が使用され、その実証性は極めて高いといえるべきである。

このように本論文は高く評価できるものであるが、問題点や課題も残されている。以下の点を指摘しておく。

(1) 本論文では、明治30年代以前は前史と位置づけられているが、前史の叙述が相対的に弱くなってしまっている。「東京大学成立前の入学者選抜」として「東京英語学校」や「東京大学予備門」が考察されるが、「入学者選抜」の具体的方法などは叙述されておらず、入学者に何が求められていたのかが明確にされていない。すなわち、本論文では前史を「資格」の時代と位置づけるが、「資格」の内実の解明が十分ではないのである。工部大学校などの東京大学以外の高等教育機関についても、史料的な困難はあろうが、『東京遊学案内』等で記載されている範囲でもふれることによって、「資格」の内実の解明の一助となったであろう。この「資格」の内実の解明は、明治30年代以降の「選抜」の時代においても、「より高い『資格』を求めることで、『選抜』は正当化される」とされていることから、30年代以降も含めて、さらに詳細に検討することが必要となろう。

(2) 本論文の研究の方法論をめぐる問題である。受験生の意識の変化も本論文のひとつの課題であることから、この時期に受験を体験した人物の伝記などを利用することによって、方法的により個人の心性にアプローチすることが可能だったと思われる。また、私立大学の予備校経営などの実態史については、財政史のアプローチが求められよう。さらに、千葉中学の補習科については、千葉県立園芸専門学校を含めた千葉県内の実業教育の実態を併せて考察するような地方教育史的なアプローチがあってもよかったであろう。

(3) 本論文は、中学校一高等学校の接続を対象としているが、中等教育機関と高等教育機関の接続の問題としては、中学校と高等学校以外の学校との接続も課題として残っている。本論文では高等学校間の格差の問題がとりあげられるが、高等学校と専門学校などの学校との間の格差の問題もある。1903(明治36)年には専門学校令が出されているということもあり、明治30年代から明治末年を主な対象としている本論文では、中学校と高等

学校以外の高等教育機関との接続の問題がもっととりあげられてもよかったであろう。

（４）表現が十分にこなれておらず、説明不足の文章があることも指摘しなければならない。また、いくつかの誤植がみられたのは、残念である。

IV 審査結果

このようにいくつかの問題点や課題は残されているものの、審査委員一同は本論文が博士（教育学）を授与するにふさわしい水準の論文であると判断する。